

業務指示書

ケニア国水資源管理アドバイザー業務

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年11月9日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 鈴木 智良 Suzuki.Tomoyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年11月15日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：水資源分野における各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は 名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／水資源管理アドバイザー）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：水資源・河川分野における各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ケニア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 水文情報マネジメント】

- 1) 類似業務の経験：水資源・河川分野における各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ケニア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2016年11月18日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限り。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他(以下に記載の経費)

現地再委託、資機材調達

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(KES1 = 1.020700 円, US\$1 = 102.129000 円, EUR1 = 114.257000 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町)

会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備は、コンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／水資源管理アドバイザー
水文情報マネジメント

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

15.00 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年12月9日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式」>「コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。
本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年10月）」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

ケニア国水資源管理アドバイザー業務

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／水資源管理アドバイザー	(40.00)	()
ア) 類似業務の経験	16.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	
オ) その他学位、資格等	6.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 (今回は評価の対象としません)	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 水文情報マネジメント	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. プロジェクトの背景

ケニア国において、一人あたりの水資源賦存量は、人口増加に伴い、2010年の1093m³から2030年には475m³に減少すると推計されている。また、国の8割が乾燥・半乾燥地域を占めるため、水資源の保全・開発・管理が重要課題となっている。加えて、世界的な気候変動による影響は、ケニア国においても大きな問題となっており、近年、エルニーニョ現象やラニーニャ現象も伴い、洪水や渇水のリスクが増加してきているとされている。

ケニア国は、流域単位での水資源管理を実施するために、2002年策定の水法のセクターリフォームを通じて、水灌漑省（以下、MWI (Ministry of Water and Irrigation)）の傘下に、水資源管理全体の実施機関である水資源管理庁（以下、WRMA (Water Resources Management Authority)）を設置している。WRMAは、水への持続的なアクセス及び公平な分配を保証し、環境の持続可能性を確保しつつ、水資源の効率的かつ効果的に管理、規制及び保全することを使命としている。WRMAは、モニタリングにより水資源の量と質を正確に把握・評価し、水利権の許認可を通じて、水資源の公平な配分に努めてきている。

我が国は開発計画調査型技術協力「ケニア国全国水資源マスタープラン2030策定プロジェクト」（以下、「全国水資源M/P」）（2010年10月～2013年6月）を実施し、WRMAの水資源管理能力強化のためのアクションプランの策定を支援した。同プランにおいて、流域ガバナンスの強化のための各地域事務所の強化、水文情報マネジメント強化、洪水及び渇水災害管理の改善などが早期かつ優先的に実施すべき活動として提案されている。

WRMAは、上記アクションプランに基づき、ケニア国における水資源管理の強化を図るための様々な活動を進めているが、依然として、水資源管理の基礎的な情報である水文データの収集、評価、分析が十分な水準に至っておらず、データ管理も低い水準となっている。また、水文データは、WRMAの任務である水配分の決定や水資源の現状把握の際においても必要不可欠な情報のひとつである。これらの状況から、水文情報マネジメントを担当するWRMA職員の能力を強化し、水資源管理の強化を図ることが必要となっている。

2. 本業務の概要

(1) 上位目標

WRMAによる水資源管理能力が強化される。

(2) プロジェクト目標

WRMAによる水文情報マネジメント能力が強化される。

(3) 期待される成果

成果1 水文観測体制が強化される。

成果2 気象・水文データベース管理が強化される。

成果3 我が国のODAで実施された水資源管理プロジェクトの成果がケニ

アにおいて定着・普及される。

(4) 活動の概要

- 1.1 主要河川、湖沼及び湧水において、代表観測地点の設定を支援する。
- 1.2 気象・水文観測ネットワークの見直しを支援する。
- 1.3 水文観測に使用する機材の研修を行う。
- 1.4 水位流量曲線作成のための支援を行う。
- 1.5 気象・水位観測所の運用改善に向けた支援を行う。
- 1.6 河川維持流量の設定を指導する。
- 2.1 気象・水文データベースの現状把握を行う。
- 2.2 気象・水文データベースの改善に向けた支援を行う。
- 3.1 ケニア国における我が国の将来の水資源管理プログラムについて助言を行う。
- 3.2 研修が必要な課題を特定し、研修プログラムを作成する。

(5) 対象地域

本業務は、WRMA 本部において主な活動を実施する予定である。ただし、現場での具体的な活動については、WRMA の 6 つの流域区から 1 つの流域区をパイロット流域として選定することを想定している（プロポーザル作成時では、「Lake Victoria North 流域」を想定すること）。パイロット流域は実施機関との協議を経て、本業務開始後に確定する。

(6) 関係官庁・機関

- 1) 責任機関：MWI
- 2) 実施機関：WRMA

3. 業務の目的

本業務に関し、「2. 本業務の概要」の業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 全国水資源 M/P における成果の活用と提言の実施

全国水資源 M/P では、WRMA が保有している水位観測所の区分、座標、稼働状況およびデータの保管状況を整理、分析している¹。また、全国水資源 M/P

¹ 「The Project on the Development of the National Water Master Plan 2030」の「Volume IV Sectoral Report (1/3)」の Sectoral Report B の表 1.3.2、表 5.2.1、図 1.3.2 等。

では、WRMAにおける水資源管理に係る現状と課題が分析されており、アクションプランのひとつとして、水文情報マネジメントの強化が提案されている。

全国水資源 M/P は、水灌漑省において正式な政策文書と位置づけられており、2014年3月に水灌漑省（当時、環境水天然資源省）がローンチし、関係者に配布されており、ケニアの水分野の上位計画のひとつとして、同国の水分野の関係者には、認知されているものである。また、WRMAの政策文書「ケニアにおける持続的な水資源のための規制強化」においても、Vision2030の達成に向けて、WRMAは全国水資源 M/P2030に基づき、活動を実施していくこととしている。全国水資源 M/Pのアクションプランを着実に実施していくことを念頭に、本業務を通じて、WRMAの職員の能力強化を図っていく。

（２）適切な水資源管理の推進を念頭においた水文情報マネジメント能力の強化

本業務は、水資源管理の基礎・基盤となる水文情報マネジメント能力の強化を中心に活動を行うものであるが、水文観測（本業務では、表流水のみを対象とする）そのものが目的となってしまうよう、観測結果をどう活用していくかというところまで見据えて業務を実施することで、本協力の意義が高まるよう、活動の際には十分に留意していく。

（３）我が国の経験・知見を活用した活動

我が国においては、「河川砂防技術基準」²、「水文観測業務規程」、等の基準やガイドラインに沿った、定期的・継続的な水文観測が河川分野の関係者の中では定着しており、これらの観測記録に基づき計画策定や設計が行われている。

一方、ケニア国においては、WRMAのように水資源管理の役割を担っている組織ですら、未だ水文観測の目的が十分に理解されているとは言い難く、観測地点の適切な配置や観測頻度や精度についての改善の余地が大きい。

本業務では、我が国の経験・知見を活用しつつWRMAの職員の啓発を行うとともに観測地点・頻度の見直し、観測値の質の改善を図っていくこととする。

（４）水法の改定を踏まえた柔軟な活動

水法（The Water Act）は、2010年8月27日に正式に公布された新憲法の制定を受け、2016年9月20日に改定されている（The Water Act, 2016）。同改定水法には、水分野の関連機関の役割の見直しやカウンティ政府の役割が追記されている。水法の改定に伴い、WRMAは、名称が水資源局（Water Resources Authority）に変更される予定であるが、引き続き、水資源に関連する情報の収集、分析や伝達を担うこととされている。業務の実施にあたっては、水法の改定の具体的な内容についての情報収集を行いつつ、新しい法律に沿った活動を行っていく。

² http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/gijutsu/gijutsukijunn/chousa/pdf/02.pdf

(5) 評価5項目に留意した計画的な活動の実施

評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に十分留意し、効果的・効率的に活動を行う。特に、持続性の確保には留意することとし、ケニア側の人員配置や予算確保状況には十分に配慮することとする。

(6) プロジェクトの柔軟性の確保

キャパシティ・ディベロップメントを目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。

JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方カウンターパートとの協議、契約の変更等）を取ることにする。

(7) 他ドナーやケニア関係機関との協調

本業務は、他ドナーやケニア国内の関係機関と協調しつつ進めることで、より効率的かつ効果的に活動を実施できる可能性が高い。このため、コンサルタントは、他ドナー等の活動の詳細を本業務の開始時に把握し、他ドナー等との連携による成果の拡大や活動の重複の有無について検討する必要がある。

(8) 安全管理の徹底

- 1) 現地での業務実施に当たっては JICA ケニア事務所と連絡を密にとること。また、国内での安全対策についても JICA ケニア事務所の指示に従うこと。特に、2017 年にケニアで開催される総選挙の前後は、ナイロビ及び近郊都市の治安状況が悪化し、活動が制限される可能性がある。
- 2) 現地業務中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。
- 3) 宿舎については機構の安全基準を満たす必要があるため、確保に際しては JICA ケニア事務所の指示に従い、必要な措置を講じなければならない。
- 4) ケニア国内（特に首都ナイロビ）における移動は、安全管理上、車輛移動を遵守すること。
- 5) また、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

6. 業務の内容

業務の内容は以下を想定している。コンサルタントは、より効果的かつ効率的に本業務の目的を達成する方法があれば、プロポーザルプロポーザルにて提案すること。

6. 1 プロジェクト全体を通じた業務

(1) 既存資料の収集、整理、分析およびワーク・プランの説明・協議

本業務において必要な既存資料・情報や関連データを収集、整理、分析し、本プロジェクトの全体の実施方針、実施方法、活動計画等の基本方針を策定する。これらの基本方針の策定にあたっては、JICA ケニア事務所や C/P とも十分に協議する。本業務開始後 3 ヶ月以内に、上記の分析結果等を踏まえて、これらをワーク・プラン（英文）に取りまとめる。

同レポートの内容について、JICA ケニア事務所および関係機関等と協議し、プロジェクトの全体像について合意する。

(2) モニタリング

コンサルタントは、JICA 所定のモニタリングシート（英文）を活用し、日常的にプロジェクトのモニタリングを実施する。モニタリング報告は、プロジェクト開始時点と比べた成果の発現状況、プロジェクト目標や上位目標達成に向けた見込みを活動結果に基づいて分かりやすく表現するとともに、プロジェクトの実施体制、運営上の工夫や教訓も含めて報告するものとする。

モニタリングシートは、「7. 成果品等」に記載のとおり、6 ヶ月毎に作成し、JICA ケニア事務所に提出することとする。

(3) 資機材調達等に係る業務

本業務においては、コンサルタントは業務開始後に追加で調達が必要な機材の有無および必要性が認められる機材（ソフトウェア含む）、数量、仕様等について JICA に機材計画案を提出する。同計画案の機材については、「受託契約等における機材調達・管理ガイドライン（2012 年 4 月）」に基づいて調達・管理を行う。なお、これらの資機材の調達は、本契約内でコンサルタントが実施する。

(4) 広報

コンサルタントは以下への情報発信の広報活動を含めつつ、効果的な広報手法をプロポーザルで提案すること。

1) 現地マスメディアへの発信

2) 現地関係機関や他援助機関・NGO 等への発信

本プロジェクトに関係する現地機関、他援助機関・NGO 等が、本プロジェクトに関心を持ち、積極的な参加・協力を行うために、適切な媒体・方法を通じて情報発信を行う。

3) 写真、映像

各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じ）を撮影し、成果品として提出する（全体で 50 枚程度を想定）。撮影に当たっては、本プロジェクトの成果を分かりやすく伝えられるよう、プロジェクト実施前と実施後が比較できるよう努める。なお、撮影した写真や映像の著作権は JICA に帰属するものとする。

(5) 現地業務結果報告書の作成

現地業務を終え、帰国する毎に現地業務結果報告書を作成し、JICA ケニア事務所に報告する。現地業務報告書には、以下の内容を含めることとする。

- 1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題（計2～3ページ）
- 2) 活動に関する写真（1ページ程度）
- 3) その他（当該期間で実施したプレゼン資料等）

(6) 業務進捗報告書および業務完了報告書の作成

2017年3月初旬までの活動状況を取りまとめた業務進捗報告書を作成する。また、2018年1月までに全ての活動状況を業務完了報告書として取りまとめる。

6. 2 成果ごとの活動

(1) 成果1に係る活動

1) 主要河川、湖沼及び湧水の既存の観測内容の確認（活動1.1 関連）

パイロット流域において、WRMA が観測を実施している主要河川、湖沼及び湧水における観測・検査項目、観測頻度、観測目的等を確認する。本業務は水文観測に焦点をあてているため、特に、①水位の基準面のとり方、②水位観測方法（量水標読み取り、フロート式、気泡式、水圧式等）、③自動記録装置の有無、④台帳記録方法、⑤観測所の管理者について入念に確認する。

また、既存の水位観測所以外にも、WRMA が今後、観測を予定している地点についての情報を収集する。

2) 主要河川、湖沼及び湧水の観測地点の設定条件の確認・検討 （活動1.1 関連）

WRMA は、主要河川等の観測所を4つのカテゴリーに区分している。各カテゴリーの観測所の設定条件を確認した上で、設定条件の妥当性を評価し、必要に応じて設定条件の見直しを検討する。なお、設定条件の検討にあたっては、「河川砂防技術基準（調査編）」や「水文観測業務の適切な実施等について³⁾」を適宜、参考とすること。

3) 主要河川、湖沼及び湧水の観測地点の設定支援（活動1.1 関連）

上記2) の設定条件に基づき、パイロット流域における主要河川、湖沼及び湧水における観測地点の選定を支援する。観測地点の設定にあたっては、WRMA 本部、地域事務所および水資源利用組合（Water Resources Users Association、WRUA）の人員体制、予算、能力についても十分に考慮すること。

4) 気象・水文観測ネットワークの現状把握と課題分析（活動1.2 関連）

パイロット流域において、WRMA が観測している気象（雨量および蒸発

³⁾ http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kasen/pdf/suimon_kansoku_gyoumu_h140422.pdf

量)・水文観測データについて、観測者から WRMA 本部やデータ利用者までのデータ伝達経路、手段、所要時間、等を調査する。その後、パイロット流域において、渇水・洪水のシナリオを複数設定した上で、これらのシナリオにおいて、より正確かつ迅速に気象・水文の時系列データを取得し、分析、伝達していくための課題を分析する。

5) 気象・水文観測ネットワークの見直し支援 (活動 1.2 関連)

上記 4) で分析した課題を踏まえ、パイロット流域における気象・水文観測ネットワークの見直しを支援する。見直しにおいては、必要となる機材や人員体制、予算についても提案する。

6) 河川横断測量および流量観測に用いる機材の調達と操作指導
(活動 1.3 関連)

WRMA が定期的に河川横断測量および流量観測を実施するために、必要となる機材のリストおよび仕様書を作成する。WRMA が所有していない機材のうち、WRMA の予算ですぐに購入が困難なものについては、WRMA および JICA ケニア事務所とも相談の上で、これらの機材を購入する。その後、WRMA の職員および WRUA のメンバーに対して、機材の使用に係る指導を行う。

7) 既存の水位観測所の設置場所の妥当性の確認 (活動 1.4 関連)

パイロット流域において、活動の対象とする 5 箇所の既存の水位観測所※を選定する。その際には、予め WRMA および JICA ケニア事務所とも協議を行う。プロポーザルでは、対象とする水位観測所選定のクライテリア(案)を提案すること。

これらの水位観測所を訪問し、要求される精度の水位観測が行える場所であるか否かを評価する。また、量水標が盗難や破壊活動の被害を受けていないかを確認する。その結果を踏まえ、WRMA の水位観測所の設置についての改善策を提案する。

※ケニアにおいては、河川水位のみを観測し、河川横断測量や流量観測を実施していない観測所が多く存在するが、本調査の対象は、河川横断測量および流量観測を実施している観測所とする。

8) 既存の水位観測所の修繕・改良または新規水位観測所の設置 (活動 1.4 関連)

上記 5) の提案に基づき、WRMA および JICA ケニア事務所とも協議の上、水位観測所を新たに設置する (3 箇所を想定)。また、上記 7) で対象とした既存の水位観測所 5 箇所のうち、2 箇所の水位観測所において、修繕・改良を行う。

プロポーザル作成時には、5 箇所 (新規 3 箇所、修繕・改良 2 箇所) の自記式水位計 (圧力式) および 5 箇所の量水標 (1 箇所あたり 5 枚) の設置を想定することとする。なお、水位計設置は、現地再委託業務としての実施も可

能とする。

9) 既存の水位観測所における河川横断測量および流量観測状況の調査
(活動 1.4 関連)

上記7)で対象とした5箇所での河川横断測量および流量観測の実施状況を把握する。河川横断測量および流量観測の主な調査項目は以下のとおり。

- ・ 河川横断測量： 前回測量時の年月日、河岸侵食等による河川横断面の変化の有無、その後の洪水発生の有無、等
- ・ 流量観測： 過去の平常時、低水および洪水時の観測年月日、使用した機材、観測手法（浮子測法、可搬式流速計（回転式流量計測法等）、船搭載（超音波ドップラー流向流速計測法等））、等

10) 既存の水位流量曲線の評価と見直し（活動 1.4 関連）

上記9)の既存5箇所の水位流量曲線を入手する。既存の水位観測所の水位流量曲線の精度を確認するために、河川横断測量と流量観測を実施し、既存の調査結果の妥当性を精査する。なお、本項目に係る河川横断測量は、現地再委託業務としての実施も可能とする。

11) 定期的な流量観測の継続（活動 1.4 関連）

上記8)において新たに水位計を設置した観測所3箇所において、河川横断測量と流量観測を実施し、水位流量曲線を新たに作成する。また、既存の5箇所の水位観測所において、定期的に流量観測を実施する。それらの結果を踏まえて、水位流量曲線の更新を指導する。

12) 気象・水位観測所の維持管理状況の把握と課題の分析
(活動 1.5 関連)

既存の水位観測所5箇所およびWRMAが保有する気象観測所(5箇所を想定)における維持管理状況を確認する。主な調査項目は以下のとおり。

- ・ 雨量観測所： 維持管理体制、落葉や昆虫等による障害の有無、機器の稼働状況（インクの有無）、清掃頻度、点検頻度、計測を阻害する障害物（樹木等）の有無、等
- ・ 蒸発量観測所： 維持管理体制、清掃頻度、計測を阻害する障害物（樹木等）の有無、等
- ・ 水位観測所： 維持管理体制、施設・設備の故障の有無、測定部・記録部等の機器類の機能障害の有無、清掃頻度、点検頻度、河床変動・河岸侵食等による河川横断面の変化、水位観測所の上下流の流れの阻害要因、等

また、気象・水文観測についての周辺コミュニティの理解度やWRMAの職員によるパトロールの頻度を確認する。その上で、これらの気象・水位観測所を継続的に利用していく上での維持管理面での課題を分析する。

1 3) 気象・水位観測所の運用改善に向けた支援 (活動 1.5 関連)

上記 1 2) で分析した課題を踏まえ、WRMA が気象・水位観測所を適切に運用・管理していくための改善策を提案する。また、WRMA による気象・水位観測所の維持管理マニュアルの保有状況と活用状況を確認の上、マニュアルの作成/改定を行う。その場合には、専門知識を有しない人にも分かり易いように、ビジュアルや写真を多く用いること。改善策等に沿って、WRMA の活動を支援し、必要な研修等を実施する。

1 4) 河川維持流量の設定についての指導 (活動 1.6 関連)

蓄積した水文観測結果を用いて、WRMA の水配分ガイドライン⁴に沿って河川維持流量の設定方法を WRMA の職員に指導する。なお、その際に、河川維持流量の設定において、新たに考慮すべき点があれば、本業務において WRMA に提案すること。また、本指導を通じて、WRMA の職員が水文観測が単なる観測でなく、水資源管理において必要不可欠な重要な業務の一環であることの認識を高めるよう働きかける。

(2) 成果 2 に係る活動

1) 気象・水文データベースの現状把握および課題分析 (活動 2.1 関連)

パイロット流域における WRMA の気象・水文データの整理・照査 (観測データの異常値の検知・補正、等)・保存状況を調査する。また、気象・水文データベースの整理・保存を担当する WRMA 本部や流域事務所の職員および WRUA メンバーの一連の作業内容と作業分担を確認する。

WRMA 本部では、地理情報 (GIS) ベースでデータを保管していることから、WRMA の担当職員の GIS の操作能力等を評価する。

加えて、WRMA における気象・水文データの公開・利用状況を調査する。

これらの調査結果を踏まえ、WRMA の気象・水文データベースの課題を分析する。

2) 気象・水文データベースの改善策の検討と実施支援 (活動 2.2 関連)

上記 1) の課題を踏まえ、気象・水文データベースの運用に係る改善策を検討する。その上で、WRMA の職員が緊急かつ優先的に改善すべき活動を指導する。なお、気象・水文データの照査については、改善が急務であることから、異常値補正や標準照査の手法について、必ず指導を実施すること。

(3) 成果 3 に係る活動

1) 過去の水資源管理分野の取り組みのレビュー (活動 3.1 関連)

過去にケニア国において実施した水資源管理分野での取り組みをレビューした上で、提案された計画や活動の進捗状況、実施における課題を調査する。その結果について、WRMA 本部にてプレゼンテーションを行う。

⁴ http://www.wrma.or.ke/downloads/FINAL_WATER_ALLOCATION_GUIDELINES.pdf

2) ケニア国における水資源管理の方針の確認（活動 3.1 関連）

改定水法を踏まえ、ケニア国における水資源管理の今後の方向性と WRMA の役割・責任について、水灌漑省や WRMA の関係者（局長や責任者レベルを想定）と協議・確認する。その際に、適宜、関連する開発パートナー（GIZ 等）に対してもヒアリングを行う。

3) 水資源管理プログラムへの助言（活動 3.1 関連）

上記 1) および 2) を踏まえて、ケニア国における JICA の将来の水資源管理分野への支援内容について、提言を行う。

4) WRMA 職員の能力強化のための研修プログラムの作成（活動 3.2 関連）

WRMA 職員の水文情報マネジメントにかかる能力強化に必要となる研修内容を検討し、研修プログラムを作成する。研修プログラムの内容については、WRMA とも協議し、同研修が WRMA に定着するよう心がけること。

また、JICA が実施する課題別研修への WRMA 職員の人選およびアプリケーションフォームの取り付けに協力する。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

成果品	提出時期	部数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後 10 営業日以内	和文：3 部
ワーク・プラン	業務開始から 3 カ月以内	英文：10 部
モニタリング・シート Ver.1	業務着手時（1 カ月以内）	英文：1 部
モニタリング・シート Ver.2	前 Ver.提出から 6 カ月後	英文：1 部
モニタリング・シート Ver.3	前 Ver.提出から 6 カ月後	英文：1 部
業務進捗報告書 ※写真集合む	2018 年 3 月初旬	和文：3 部 CD-R (和文)：2 枚
モニタリング・シート Ver.4	前 Ver.提出から 6 カ月後	英文：1 部
業務完了報告書 ※写真集合む	2019 年 1 月	和文：3 部 英文：15 部 CD-R (和文)：2 枚 CD-R (英文)：10 枚

業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

ア) ワーク・プラン記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制
- e) PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- f) 業務フローチャート
- g) 詳細活動計画（WBS等の活用）
- h) 要員計画
- i) 先方実施機関便宜供与負担事項
- j) その他必要事項

イ) モニタリング・シート

モニタリング・シートは、JICA指定の様式に基づき作成すること。

ウ) 業務進捗報告書／事業完了報告書記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- b) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- c) プロジェクト目標の達成度
- d) 上位目標の達成に向けての提言
- e) 今後の活動計画（進捗報告書のみ）
- f) 添付資料（必要に応じて）

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程計画

本業務は、2016年12月から2019年2月末までの約27ヶ月とする。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

（全体）約 15.0M/M（現地14.50M/M、国内0.50M/M）

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定する。

- a) 総括/水資源管理アドバイザー（3号）
- b) 水文情報マネジメント（3号）

3. 相手国の便宜供与

- (1) カウンターパートの配置
- (2) 事務所スペースの提供

4. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有するコンサルタント・現地施工業者等に再委託して実施することを認める。

- (1) 水位観測所の設置・修繕
- (2) 河川横断測量
- (3) 流量観測

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。なお、現地再委託業務は、別見積とする。

5. 資機材調達

本業務では資機材の購入を予定している。購入品目・仕様・本邦/現地調達の区分に係る JICA 側の想定は以下の通り。資機材調達は、別見積とする。なお、本業務では、管理用車輛の調達は想定していない。

番号	機材名	数量	備考
①	流速計	3	本邦調達

②	量水標	50	現地調達
③	圧力式水位計	5	本邦調達
④	デスクトップPC	1	現地調達
⑤	GISソフトウェア	1	現地調達。使用するソフトウェアは現地にて検討し、カウンターパートとの協議を踏まえて、決定するが、見積もりでは、Arc GIS Desktop と Spatial Analyst を計上すること。
⑥	マイクロソフトオフィス	1	現地調達。Microsoft Office Professional。
⑦	GPS	1	現地調達

この他に必要な機材がある場合は、機材名・数量・調達場所（本邦／第三国等）を示した上で、プロポーザルで提案することを認める（別見積）。

コンサルタントは、当機構の業務の一環として関連する会計規定を遵守した方法手段をとり、「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン（2012年度4月版）」に従って資機材を調達すること。

6. 関連資料

本業務に係る参考資料（JICA 図書館ウェブサイトで入手可能（<http://libopac.jica.go.jp/>））は以下の通り。

- ・ケニア国「全国水資源マスタープラン 2030 策定プロジェクト」
- ・ケニア国「洪水に脆弱な地域における効果的な洪水管理のための能力開発プロジェクト」

7. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行うことができるため、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) ケニアにおける国内移動について

Lake Victoria North に渡航する場合、調査効率を鑑み航空機による都市間移動を認める。見積りに計上する際は、JICA 統制レートを掛け日本円で計上すること（本見積とする）。

8. 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

